

# 匿名でも逃げられない！ 誹謗中傷の投稿者を特定する「最短ルート」

## 匿名でも、 特定できる

ログイン時のIPアドレスや  
タイムスタンプから、投稿者の  
身元にたどり着けます。

### 1回の手続きで 「特定」が可能に

新たな裁判手続により、サイト運営者  
や通信会社への訴訟を一度に行えます。

ログイン型SNSも対象拡大  
投稿時だけでなく、ログイン時の情報も  
開示請求の対象となりました。



ログ（足跡）には  
期限がある！急げ

ログの保存期間は  
わずか3～6ヶ月  
期間が経つと投稿情報が削除  
され、特定が不可能になる恐  
れがあります。

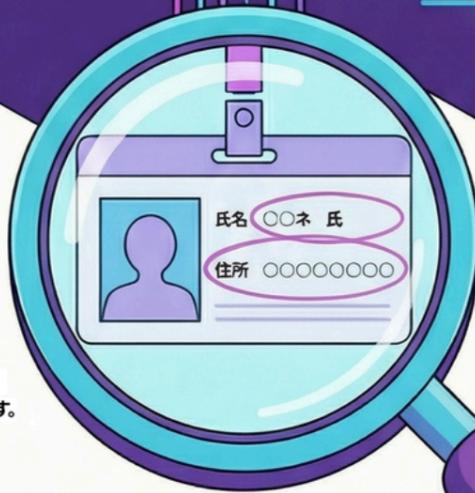
「消去禁止命令」で  
足跡を保護  
裁判所を通じて、プロバイダに  
ログの消去を禁止する命令を  
出せます。

「提供命令」で  
通信会社を即特定  
サイト管理者から通信業者の  
情報を速やかに入手し、リレ  
ー形式で特定を進めます。

## 特定して、 損害賠償へ

氏名・住所をつきとめる  
裁判所の開示命令により、  
投稿者の氏名や住所が明らか  
になります。

特定して、損害賠償へ  
特定した相手に対し、慰謝料や  
損害賠償の請求が可能になります。



# 発信者情報開示請求（犯人の特定）の流れ

## 削除だけでなく「相手を特定」したい場合

悪質な書き込みに対して損害賠償請求や刑事告訴を行うには、投稿者が誰なのか（住所・氏名）を特定する必要があります。これを「発信者情報開示請求」といいます。

## 手続きは「2段階」から「1段階」へ

以前は、「①SNS事業者からIPアドレスを開示してもらう裁判」と、「②プロバイダ（携帯会社など）から住所氏名を開示してもらう裁判」の2回の手続きが必要で、時間も費用もかかりました。しかし、法改正により「発信者情報開示命令事件」という新しい手続き（非訟手続）が導入され、1つの手続きでスピーディーに情報の開示を求められるようになりました。

## 時間との勝負：ログ保存期間に注意

特定の手続きで最も重要なのは「スピード」です。通信記録（アクセスログ）の保存期間は、一般的に3ヶ月～6ヶ月程度と非常に短く、これを過ぎるとデータが消えてしまい、特定が不可能になります。被害に気づいたら、迷わずすぐに専門家へ相談することが成功の鍵です。

出典 総務省「『特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律』（情報流通プラットフォーム対処法）の概要」



## インターネット誹謗中傷対応ナビ

この内容は、一般的な情報提供を目的としています。  
個別の事案については、専門機関や関係窓口への相談をご検討ください。

SCAN ME

